

○農林水産省告示第千二百四十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第百六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

別表第二の二の項の検疫有害動植物の欄中「サトウキビコクゾウムシ」及び「ヒラタカタカイガラムシ、ルビートルウムシ」を削り、同表の六の項の検疫有害動植物の欄中「スクミリンゴガイ」、「クロテンシロミズメイガ」、「オオタバコガ」及び「宿根カスミソウ疫病菌」を削り、同表の七の項の検疫有害動植物の欄中「オオムギ裸黒穂病菌」を削り、「ダイズ紫斑病菌」を「ダイズべと病菌、トウモロコシ黒穂病菌」に改め、同表の九の項の検疫有害動植物の欄中「オナジマイマイ」を削り、「コウモリガ」の下に「トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス」を加え、同表の十の項の検疫有害動植物の欄中「ミカンコナジラミ」及び「アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ」を削り、「オンシツコナジラミ、タバコガ、ハイジマハナアブ」を「トマトキバガ、トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス」に改め、同表の十一の項の検疫有害動植物の欄中「コツノコクヌストモドキ」を削り、同表の十三の項の検疫有害動植物の欄中「アルファルファタコゾウムシ」を削り、同表の十四の項の検疫有害動植物の欄中「コツノコクヌストモドキ」を削り、同表の十七の項の検疫有害動植物の欄中「ニカメイガ」を削り、同表の十八の項の検疫有害動植物の欄中「スギカミキリ」の下に「セスジキクイムシ」を加える。